

## ●用語解説

(あいうえお順)

### 維持補修費

公共施設等の修繕費用。施設の効用を維持するための経費。

### 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方自治体はその財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において収入が見込まれる税収入等を一定の方法により算定したもの。

各税目について地方税法で定められた標準税率で計算した結果得られる標準的な税収入額（地方消費税交付金等の交付金を含む）×75%+地方譲与税+交通安全対策特別交付金

### 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための経費（財政需要）を一定の方法によって算定したもの。

### 義務的経費

地方自治体の歳出経費をその性質により分類したときに、義務的で非弾力的性格の強い経費のこと。人件費、扶助費、公債費のことをいう。

義務的経費が増加すると、経費の削減が容易にできなくなり、財政の硬直化をまねくおそれがある。

### 繰出金

国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計などの一般会計以外の特別会計に繰出されるお金。

### 経常収支比率

財政構造の弾力性、柔軟性を示す財政指標。人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な義務的性格の強い経常的経費に、町税、地方交付税、地方譲与税等を中心とする経常一般財源がどの程度充てられているかを表し、その比率によって財政の弾力性を測定する指標。一般的には、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。経常収支比率が高くなると、経常的な余剰財源が少な

くなり、臨時的な経費に充当される財源が少なくなります。

### 公債費

町債（借入金）の返済金及び一時借入金の利子。

### 公債費比率

一般財源総額に占める交際費に充当した一般財源の割合で、一般的には %を超えないことが望ましいとされる。

### 交通安全対策特別交付金

道路交通法に定める交通反則通告制度による反則金を原資に、道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため交付される。

### 財政力指数

財政力の強弱を示す指標で、この指標が1に近いほど財政力が強いといえます。1を超えると、財源に余裕があるということで、普通交付税が国から交付されなくなります。

地方自治体が妥当な水準の行政活動を行うために最小限必要な財政需要（一般財源）を示す「基準財政需要額」に対する、標準的に収入される税収入のうち、75%相当額の「基準財政収入額」の割合として表されます。

### 三位一体の改革

国庫補助負担金を廃止または削減し、それに見合う税源を国から地方に移譲するとともに、地方交付税の見直しを同時に行うもの。

平成14年6月、「骨太の方針2002」で閣議決定される。

### 指定管理者制度

地方自治体が指定する法人その他の団体に、公共施設等の管理（施設の使用許可を含む）を行わせるもの。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等が期待できる。

指定管理者制度を導入するには、指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて条例で定める必要がある。

## 自動車重量譲与税

自動車重量税（国税）の1/3（改正前1/4）が市町村に自動車重量譲与税として譲与される。

## 受益者負担の原則

公共施設等の利用や証明書発行等の事務に対し、その利益を受けられる方が明確な場合、その受益の範囲内で受益者が負担をしていただくというもの。受益者負担が少なくなると、サービスを受けない方の負担が大きくなり、負担の公平性が損なわれる。

## 消費的経費

経費支出の効果がその支出年度または極めて短期間に終わり、後年度に形を残さない性質の経費。人件費、物件費、維持補修費、扶助費など。

## 人件費

職員や町長、助役、収入役の給与及び議員や監査委員、選挙管理委員会委員等の特別職の報酬、及び共済費など。

## 占用料

道路、水路等の公共物の一定区域を排他的に利用する場合に、その占用する者から徴収される利用料。電柱等の道路占用料や、水路に架けられた橋などの水路占用料など。

## 地方交付税

地方自治体の税収等の収入による不均衡を是正し、一定の行政水準が確保できるよう、必要とする財源を調整し保障するため交付される。

地方交付税は、本来地方自治体に振り向けられるべき税収の一部をいったん国税として国が代わって徴収し、一定の基準によりこれを地方自治体に再配分されるものである。その総額は、従来から国税3税（所得税、酒税の32%、法人税の32%）のほか、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%を加えた国税5税により構成されている。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税にわけられる。

### ・普通交付税

各地方団体が標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、客観的、合理的なルールによって算定した一般財源所要額（基準財政需要額）から同じく客観的、合理的なルールによって捕捉した税収額

（基準財政収入額）を差し引いて得られる財源不足に対し交付されるもので、交付税総額の94%にあたる。

### ・特別交付税

一定のルールに基づいて算定される普通交付税では十分に捕捉できない各地方団体の特殊事情（災害等）によって生じた財政需要に対して当該団体の財政状況等も勘案して配分されるもので、交付税総額の6%にあたる

## 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税のうち1/2が市町村へ交付される。残りの1/2は都道府県の財源となる。

## 地方譲与税

所得税、地方道路税、自動車重量税を一定割合で地方に交付されるもの。所得譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

## 地方道路譲与税

地方道路税（国税）のうち57/100が市町村へ、残りの43/100が都道府県に譲与される。

## 地方特例交付金

平成11年度の恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、都道府県、市町村及び特別区に交付される。

## 町債

建設事業などの大きな事業を行うために、国や金融機関から借入れる借入金。

## 町税

町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、市町村たばこ税など。

## 投資的経費

施設等の建設など、その支出が資本形成に向けられる経費。投資的経費には、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がある。

## 特別交付税

⇒地方交付税

### 特例地方債

地方交付税財源を確保するために借入れされる臨時財政対策債や、恒久減税にともなう財源不足を補うために借入れされる減税補てん債など、国の政策により発行される地方債のこと。実質的には赤字地方債といわれる。

後年度の元利償還にあたっては、地方交付税により全額を国が負担する。

### 標準財政規模

地方公共団体が、標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模を示す。

標準財政規模＝（基準財政収入額－地方譲与税－地方消費税交付金等の交付金－交通安全対策特別交付金）  
× 100 / 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税

※基準財政収入額

各税目について、地方税法で定められた標準税率で計算した結果得られる標準的な税収入額（地方消費税交付金等の交付金を含む）× 75% + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金

### 扶助費

児童手当、乳幼児や老人、重度障害者等の医療費助成金など。

### 普通交付税

⇒地方交付税

### 物件費

旅費、物品等の購入費、光熱水費、燃料費、通信費、リース料、委託料や短期的に雇用される臨時職員の賃金など。

### 法定外公共物

道路法、河川法等の適用または準用をうけない道路、水路等の公共物をいい、代表的なものとして昔からある「里道」、「水路」などがある。

平成12年に施行された地方分権一括法により、国から市町村へ財産が譲与されることになった。斑鳩町内の法定外公共物は、これまで、財産管理を県、機能管理は市町村が行ってきたが、平成17年4月より財産管理・機能管理を町が行っている。

### 利子割交付金

県に納付した個人の県民税利子割額の57%が、市町村へ交付される。